

# 《①交通費の割引・助成》

● …必ず手帳が必要なサービスです。

■ …必ずしも手帳が必要ではないサービスです。

★サービスの内容等が変更になる場合があります。

区分	身障手帳						療育手帳				精神手帳			難病等																												
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	A1	A2	B1	B2	1級	2級	3級																													
	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●																																
旅客鉄道割引（JR）	<p>JR各社の協力によって、鉄道運賃が割引されます。（5割引）</p> <p>1. 身体障がい者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>割引を受けられるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第1種障がい児者</td> <td>介護付きで乗車する場合</td> <td>普通乗車券、急行券（特別急行券を除く）、定期乗車券、回数乗車券</td> </tr> <tr> <td>単独で乗車する場合</td> <td>普通乗車券 （片道101km以上利用の場合に限る。）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">第2種障がい児者</td> <td>普通乗車券 （片道101km以上利用の場合に限る。）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">12歳未満の第2種障がい児が介護付で乗車する場合</td> <td>定期乗車券（介護者）</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 知的障がい者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>割引を受けられるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第1種障がい児者（A1・A2）</td> <td>介護付きで乗車する場合</td> <td>普通乗車券、急行券（特別急行券を除く）、定期乗車券、回数乗車券</td> </tr> <tr> <td>単独で乗車する場合</td> <td>普通乗車券 （片道101km以上利用の場合に限る。）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">第2種障がい児者（B1・B2）</td> <td>普通乗車券 （片道101km以上利用の場合に限る。）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">12歳未満の第2種障がい児が介護付で乗車する場合</td> <td>定期乗車券（介護者）</td> </tr> </tbody> </table>														区分		割引を受けられるもの	第1種障がい児者	介護付きで乗車する場合	普通乗車券、急行券（特別急行券を除く）、定期乗車券、回数乗車券	単独で乗車する場合	普通乗車券 （片道101km以上利用の場合に限る。）	第2種障がい児者		普通乗車券 （片道101km以上利用の場合に限る。）	12歳未満の第2種障がい児が介護付で乗車する場合		定期乗車券（介護者）	区分		割引を受けられるもの	第1種障がい児者（A1・A2）	介護付きで乗車する場合	普通乗車券、急行券（特別急行券を除く）、定期乗車券、回数乗車券	単独で乗車する場合	普通乗車券 （片道101km以上利用の場合に限る。）	第2種障がい児者（B1・B2）		普通乗車券 （片道101km以上利用の場合に限る。）	12歳未満の第2種障がい児が介護付で乗車する場合		定期乗車券（介護者）
	区分		割引を受けられるもの																																							
第1種障がい児者	介護付きで乗車する場合	普通乗車券、急行券（特別急行券を除く）、定期乗車券、回数乗車券																																								
	単独で乗車する場合	普通乗車券 （片道101km以上利用の場合に限る。）																																								
第2種障がい児者		普通乗車券 （片道101km以上利用の場合に限る。）																																								
12歳未満の第2種障がい児が介護付で乗車する場合		定期乗車券（介護者）																																								
区分		割引を受けられるもの																																								
第1種障がい児者（A1・A2）	介護付きで乗車する場合	普通乗車券、急行券（特別急行券を除く）、定期乗車券、回数乗車券																																								
	単独で乗車する場合	普通乗車券 （片道101km以上利用の場合に限る。）																																								
第2種障がい児者（B1・B2）		普通乗車券 （片道101km以上利用の場合に限る。）																																								
12歳未満の第2種障がい児が介護付で乗車する場合		定期乗車券（介護者）																																								
条件	<p>○介護者が割引を受けるには、購入する乗車券の種類、乗車区間、期間が身体障がい者または知的障がい者と同一で同時購入でなければなりません。</p> <p>○介護者に対して、発売する定期乗車券は通勤乗車券に限られます。</p>																																									
申請手続きに必要なもの	身体障害者手帳または療育手帳の提示																																									
問い合わせ先	JR各社																																									

# 《⑪交通費の割引・助成》

● …必ず手帳が必要なサービスです。

■ …必ずしも手帳が必要ではないサービスです。

★サービスの内容等が変更になる場合があります。

区分	身障手帳						療育手帳				精神手帳			難病等
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	A1	A2	B1	B2	1級	2級	3級	
福祉バス	●	●	●	●			●	●	●	●	●	●		
サービス内容	<p>心身障がい者（児）や精神障がい者の社会活動への積極的参加及び更生のため、西肥バスの福祉特別乗車証を交付します。</p> <p>※有効期限…次回の誕生月の月末までが有効となっています。</p>													
条件	<p>○身体障害者手帳1～3級及び4級で下肢切断の方（6歳以上）</p> <p>○療育手帳所持者（6歳以上）</p> <p>○精神障害者保健福祉手帳の1級または2級所持者（6歳以上）</p> <p>※施設入所、入院中の方には交付できません。</p>													
申請手続きに 必要なもの	<p>新規・再交付等（手続先：障がい福祉課）</p> <p>○身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳</p> <p>○印鑑</p> <p>※申請は代理の方でも行うことができます。</p> <p>更新（手続先：西肥バスの営業所）</p> <p>○身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳</p> <p>○パス券</p> <p>※必ずご本人が（もしくはご本人同行のうえ）手続きを行ってください。</p>													
問い合わせ先	障がい福祉課													
福祉回数券等	身障手帳						療育手帳				精神手帳			難病等
区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	A1	A2	B1	B2	1級	2級	3級	
	●	●	●	●			●	●	●	●	●	●		
サービス内容	<p>心身障がい者（児）や精神障がい者の社会活動への積極的参加及び更生のため、福祉バスが利用できない地域で運行されているバス回数券等を年に1回、交付します。</p> <p>○黒島町・高島町にお住まいの方は交付金を交付します。</p> <p>○宇久町にお住まいの方は回数券または宇久町福祉特別乗車証を交付します。</p>													
条件	<p>○身体障害者手帳1～3級及び4級で下肢切断の方（6歳以上）</p> <p>○療育手帳所持者（6歳以上）</p> <p>○精神障害者保健福祉手帳の1級または2級所持者（6歳以上）</p> <p>※施設入所、入院中の方には交付できません。申請は代理の方でも行うことができます。</p>													
申請手続きに 必要なもの	<p>○身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳</p> <p>○印鑑</p>													
問い合わせ先	障がい福祉課													

# 《⑪交通費の割引・助成》

● …必ず手帳が必要なサービスです。

■ …必ずしも手帳が必要ではないサービスです。

★サービスの内容等が変更になる場合があります。

	区分	身障手帳						療育手帳				精神手帳			難病等
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	A1	A2	B1	B2	1級	2級	3級	
電 車		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	サービス内容	鉄道会社の協力により、電車の運賃が割引されます。(5割引) 1. 第1種身体障がい者または第1種知的障がい者(A1・A2)の本人及び介護者(大人のみ) 2. 第2種の身体障がい者または知的障がい者(B1・B2)本人 3. 精神障害者保健福祉手帳(顔写真あり)の提示にて適用。精神障がい者(1～3級。1級は本人及び介護者、2級・3級は本人) ※定期券の割引はありません。													
	条件														
	申請手続きに 必要なもの	身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の提示													
問い合わせ先		鉄道会社													
バ ス		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	サービス内容	バス会社の協力により、バス運賃が割引されます。(5割引) 1. 第1種身体障がい者または第1種知的障がい者(A1・A2)の場合は、本人及び介護者について割引されます。 2. 第2種身体障がい者または第2種知的障がい者(B1・B2)の場合は、本人のみ割引されます。 3. 精神障害者保健福祉手帳1級の場合は本人及び介護者について割引されます。 2級・3級の場合は本人のみ割引されます。 4. 定期乗車証は3割引になります。 ※バス会社によって割引の対象者が異なる場合や割引とならない路線があります。 詳しくは、利用されるバス会社にお問い合わせください。													
	条件	写真貼付がない精神障害者保健福祉手帳の場合、たて4cm×よこ3cmの本人の顔写真を『備考欄』に貼付する必要があります。													
	申請手続きに 必要なもの	身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の提示													
問い合わせ先		バス会社													

# 《⑪交通費の割引・助成》

●・・・必ず手帳が必要なサービスです。

■・・・必ずしも手帳が必要ではないサービスです。

★サービスの内容等が変更になる場合があります。

区分	身障手帳						療育手帳				精神手帳			難病等
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	A1	A2	B1	B2	1級	2級	3級	
タ ク シ ー	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
サービス内容	タクシー会社の協力により、タクシーの運賃が割引されます。（1割引）													
条件														
申請手続きに 必要なもの	身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の提示													
問い合わせ先	タクシー会社													
区分	身障手帳						療育手帳				精神手帳			難病等
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	A1	A2	B1	B2	1級	2級	3級	
福 祉 タ ク シ ー	●	●					●	●	●	●				
サービス内容	<p>市内に在住で、かつ居宅の重度障がい者で、次の要件に該当する方にタクシー料金の一部を助成します。</p> <p>①初乗運賃の9割を補助する利用券を48枚(年間)交付します。</p> <p>②車いす利用者はリフト付タクシーも利用できます。</p> <p>※紛失等については再交付はいたしかねますので、お取り扱いにはご注意ください。</p>													
条件	<p>下記のいずれかに該当する人</p> <p>○身体障害者手帳の視覚障害の1級の方</p> <p>○身体障害者手帳の肢体不自由（下肢・体幹機能障がいを含む）の1・2級で、かつ車いす常用の方</p> <p>○療育手帳所持者</p> <p>※いずれも市内在住かつ在宅であることが要件です。施設入所者、入院されている方は対象となりません。</p>													
申請手続きに 必要なもの	<p>①身体障害者手帳または療育手帳</p> <p>②印鑑</p> <p>③(下肢障がい者の方)車椅子を利用しているのが確認できる証明書または領収書</p> <p>④(代理人の場合)①～③をお持ちのうえ、代理人の印鑑と身分を証明するもの(運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証)が必要です。</p>													
問い合わせ先	障がい福祉課													

# 《⑪交通費の割引・助成》

★サービスの内容等が変更になる場合があります。

● …必ず手帳が必要なサービスです。  
 ■ …必ずしも手帳が必要ではないサービスです。

区分	身障手帳						療育手帳				精神手帳			難病等															
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	A1	A2	B1	B2	1級	2級	3級																
	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●														
												※	※	※															
航空	航空会社の協力によって、航空運賃が割引されます。 (各航空会社で割引適用の有無や割引率が違います。)  <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">障がい区分</th> <th>適用範囲</th> <th>割引率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">身体障害者 知的障害者</td> <td>第1種</td> <td>障がい者本人及び本人と同乗する介護者1名 (12歳以上)</td> <td rowspan="3">航空会社によって異なりますので、各航空会社にお問い合わせください。</td> </tr> <tr> <td>第2種</td> <td>障がい者本人及び本人と同乗する介護者1名 (12歳以上) ※航空会社によっては障害者本人のみ</td> </tr> <tr> <td>精神障害者</td> <td>—</td> <td>障がい者本人及び本人と同乗する介護者1名 (12歳以上) ※航空会社によっては適用なし</td> </tr> </tbody> </table>																障がい区分		適用範囲	割引率	身体障害者 知的障害者	第1種	障がい者本人及び本人と同乗する介護者1名 (12歳以上)	航空会社によって異なりますので、各航空会社にお問い合わせください。	第2種	障がい者本人及び本人と同乗する介護者1名 (12歳以上) ※航空会社によっては障害者本人のみ	精神障害者	—	障がい者本人及び本人と同乗する介護者1名 (12歳以上) ※航空会社によっては適用なし
	障がい区分		適用範囲	割引率																									
身体障害者 知的障害者	第1種	障がい者本人及び本人と同乗する介護者1名 (12歳以上)	航空会社によって異なりますので、各航空会社にお問い合わせください。																										
	第2種	障がい者本人及び本人と同乗する介護者1名 (12歳以上) ※航空会社によっては障害者本人のみ																											
精神障害者	—	障がい者本人及び本人と同乗する介護者1名 (12歳以上) ※航空会社によっては適用なし																											
サービス内容																													
条件	○12歳未満の本人及び介護者は割引されません。 ○介護者には介護割引があり、障がい者と共に同一行動を要します。 ○知的障がい者は、療育手帳に割引対象者である旨の証明印が必要です。  ※割引適用の有無や詳しい割引率については、各航空会社に直接お尋ねください。																												
申請手続きに 必要なもの	身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の提示																												
問い合わせ先	航空会社																												

# 《①交通費の割引・助成》

★サービスの内容等が変更になる場合があります。 ●・・・必ず手帳が必要なサービスです。  
・・・必ずしも手帳が必要ではないサービスです。

	区分	身障手帳						療育手帳				精神手帳			難病等
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	A1	A2	B1	B2	1級	2級	3級	
船 船		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	サービス内容	船舶会社の協力によって、船賃が割引されます。(5割引) ①第1種身体障がい者または第1種知的障がい者(A1・A2)、精神障がい者(1級)の本人及び介護者 ②第2種の身体障がい者または知的障がい者(B1・B2)または精神障がい者(2級・3級)の本人 (ただし、②の場合は片道101km以上利用の場合に限る。) ③特定医療(指定難病)・特定疾患医療受給者													
	条件														
	申請手続きに必要なもの	身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳、特定医療費(指定難病)受給者証の提示 ※船舶会社によっては適用できない場合がございますので、詳細は船舶会社にお問い合わせください。													
問い合わせ先		船舶会社													
黒 島 旅 客 船 利 用 運 賃 一 部 助 成			●	●	●	●					●	●		●	●
	サービス内容	心身障がい者(児)が容易に社会参加できるようにするため、旅客船運賃の一部を助成します。 ○利用券(一人につき36回分の半額補助券)を交付します。 ※ただし、週に2日以上離島以外の医療機関への通院が3カ月以上継続する方については、 3カ月ごとに36回分を追加し、年間144回分を限度とします。													
	条件	○黒島町及び高島町に居住する第2種障がい者 ○離島以外に居住する第2種障がい者であり、離島に居住する障がい者と交流を図ることを目的とする障がい者団体行事に参加するため黒島丸を利用する方													
	申請手続きに必要なもの	○身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳 ○印鑑													
問い合わせ先		障がい福祉課													

# 《⑪交通費の割引・助成》

★サービスの内容等が変更になる場合があります。 ●・・・必ず手帳が必要なサービスです。  
 ■・・・必ずしも手帳が必要ではないサービスです。

区分	身障手帳						療育手帳				精神手帳			難病等									
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	A1	A2	B1	B2	1級	2級	3級										
	●	●	●	●	●	●	●	●															
サービス内容	<p>料金所で通行料金を支払うごとに、手帳に記載した証明（対象者である旨の表示）を提示することにより、有料道路の通行料金の割引が受けられます。（5割引）                      ただし、事前に障がい福祉課での登録手続きが必要になります。また、ETC利用での割引もあります。</p> <p>【対象となる場合】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>対象となる手帳</th> <th>対象となる車の所有者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>手帳所持者本人が運転する場合</td> <td>身体障害者手帳</td> <td>本人・配偶者・直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者、並びに同居の親族</td> </tr> <tr> <td>本人が乗車し介護者が運転する場合</td> <td>第1種身体障害者手帳、療育手帳（A1、A2）</td> <td>本人、親族及び継続して、日常的に介護している方</td> </tr> </tbody> </table> <p>※第2種の身体障害者手帳所持者については本人運転のみが対象</p>														区分	対象となる手帳	対象となる車の所有者	手帳所持者本人が運転する場合	身体障害者手帳	本人・配偶者・直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者、並びに同居の親族	本人が乗車し介護者が運転する場合	第1種身体障害者手帳、療育手帳（A1、A2）	本人、親族及び継続して、日常的に介護している方
区分	対象となる手帳	対象となる車の所有者																					
手帳所持者本人が運転する場合	身体障害者手帳	本人・配偶者・直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者、並びに同居の親族																					
本人が乗車し介護者が運転する場合	第1種身体障害者手帳、療育手帳（A1、A2）	本人、親族及び継続して、日常的に介護している方																					
有料道路 条件	<p>○障がい者1人につき1台に限ります。                      ○対象自動車の範囲・・・「自家用・事業用の別」の欄に「自家用」と記載されている車（事業用対象外）</p> <p>＜車種要件＞「車検証」において、次の要件に該当していること                      【乗用自動車】→「用途」欄に「乗用」と記載されているもので乗車定員が10人以下のもの                      【貨物自動車】→「用途」欄に「貨物」と記載されているもので後部座席が設置され乗用定員が4～10人以下のうち、乗車設備と荷台に仕切りがないものまたは乗車設備と荷台が仕切られて、最大積載量が500kg以下のもの</p> <p>＜対象とならない車＞                      ○レンタカー、タクシー、軽トラック、車検・修理時の代車、福祉施設の所有する自動車等                      ○車検証の「所有者」の名義が法人名義になっている自動車（ローン支払い中のものは除く。）</p> <p>＜割引有効期間＞                      割引有効期間は、新規及び変更の申請時においては、その手続きを終了した日からその後2回目の誕生日までとなります。                      また、更新申請手続きは、割引有効期限の2ヶ月前から行うことができます。</p>																						
申請手続きに必要なもの	<p>【申請に必要なもの】</p> <p><b>ETCを利用しない場合</b></p> <p>○身体障害者手帳または療育手帳                      ○車検証 ○運転免許証（本人運転の場合のみ）</p> <p><b>ETCを利用する場合</b></p> <p>○身体障害者手帳または療育手帳                      ○車検証 ○運転免許証（本人運転の場合のみ）                      ○ETCカード（障がい者本人名義のもの）※未成年の場合は保護者名義のもの                      ○ETC車載器のセットアップ申込書・証明書                      ※障がい福祉課で発行された「ETC利用対象者証明書」を同時にお渡しする封筒に入れ、切手を貼って郵送してください。</p>																						
問い合わせ先	有料道路ETC割引登録係 045-477-1233 （受付時間：平日9時～17時）																						